

こんなことで、精神障害を発症し悩んでいませんか？

- 職場で、
- ◆ セクシャル(パワー)・ハラスメントを受けた
 - ◆ 嫌がらせ・いじめ又は暴行を受けた
 - ◆ 上司・同僚・部下とのトラブルがあった
 - ◆ 慢性的な長時間(時間外)労働があった など

職場のストレスによる精神障害に関する労災保険給付等について



相談窓口を開設しています！

- ❖ 労災精神障害専門調査員(臨床心理士)が相談に応じます。
- ❖ 個室で対応しますのでプライバシーは厳守されます。

⊙ 相談日 → 毎月第1・第3水曜日 13:30~16:30

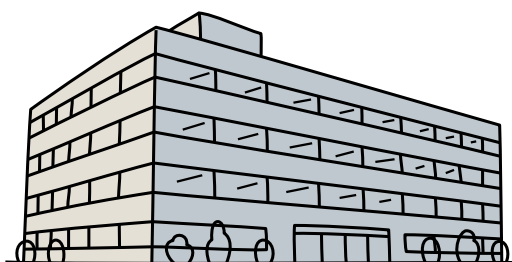
⊙ 場 所 → 佐賀労働局労災補償課

唐津・武雄・伊万里労働基準監督署

*相談場所は、4カ所からお選びできます。

⊙ その他 → 相談を希望される方は、予約制としておりますので、事前に電話連絡をお願いします。

お問い合わせ先



佐賀労働局 労災補償課

担当 津山(つやま)

☎ 0952-32-7193

佐賀市駅前中央3丁目3番20号

佐賀第2合同庁舎 4階